

○東京藝術大学大学美術館副館長に関する内規

〔平成13年3月26日
制 定〕

改正 平成17年2月24日 平成25年10月24日
平成26年7月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第41条の規定に基づき、東京藝術大学大学美術館副館長（以下「副館長」という。）の職務及び選考その他必要な事項について定めるものとする。

(職務)

第2条 副館長は、大学美術館長（以下「館長」という。）から指示された具体的な事項に関する職務をつかさどる。

(推薦方法)

第3条 館長は、美術学部教授会構成員のうちから副館長候補者を指名し、学長に推薦する。

(任期)

第4条 副館長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、当該副館長を選考した館長の任期の終期を超えることはできないものとする。

3 副館長が欠員となった場合の後任の副館長の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

(補則)

第5条 この内規に定めるもののほか、副館長の職務等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年2月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成26年7月17日から施行する。